



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

**条例** ..... 7

- 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） ..... 7
- 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課） ..... 7
- 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課） ..... 8
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課） ..... 33
- 大和高田市手数料条例の一部を改正する条例（市民課） ..... 35
- 大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（保育幼稚園課） ..... 35
- 大和高田市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例（住宅課） ..... 36

**規則** ..... 36

- 大和高田市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課） ..... 36
- 大和高田市空家等対策の推進に関する規則の一部を改正する規則（住宅課） ..... 37
- 一般職の職員の給与等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（人事課） ..... 43
- 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則（保険医療課） ..... 87

**告示** ..... 88

- 放置自転車の移動、保管（生活安全課） ..... 88
- 令和5年度大和高田市一般会計補正予算（第5号）等の要領の公表（財政課） ..... 89
- 公示送達（介護保険課） ..... 101
- 公示送達（介護保険課） ..... 102
- 公示送達（介護保険課） ..... 102
- 引取りのない自転車等の処分（生活安全課） ..... 103
- 大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定（スポーツ振興課） ..... 103
- 都市計画図書の縦覧（都市計画課） ..... 103
- 1月臨時議会の招集（財政課） ..... 104
- 大和高田市障害者（児）相談支援事業実施要綱の一部を改正する告示（社会福祉課） ..... 104

**公告** ..... 105

- 市営住宅の入居者の公募（住宅課） ..... 105
- 吉井地内分筆登記業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） ..... 108
- 陵西遺跡発掘調査出土品整理業務に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） ..... 111
- 農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課） ..... 114
- 令和5年度大和高田市任期付職員採用試験の実施に関する公告（人事課） ..... 115
- 令和5年度大和高田市職員採用試験の実施に関する公告（人事課） ..... 117
- 大和高田市議会インターネット映像配信業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） ..... 124

クラウド版生活保護レセプト管理システム機器の購入に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課） ..... 126

第3期大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（保育幼稚園課） ..... 129

公売公告（収納対策室） ..... 129

**教育委員会** ..... 131

大和高田市教育委員会12月定例委員会の招集（教育総務課） ..... 131

公印の改刻（教育総務課） ..... 132

**選挙管理委員会** ..... 132

大和高田市の議会の議員及び長の解職に関する請求権を有する者の総数の3分の1等（選挙管理委員会） ..... 132

選挙人名簿抄本閲覧の状況の公表（選挙管理委員会） ..... 133

大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会） ..... 133

選挙管理委員会委員長の就任（選挙管理委員会） ..... 133

選挙管理委員会委員長職務代理者の指定（選挙管理委員会） ..... 133

**農業委員会** ..... 134

大和高田市農業委員会1月定例委員会の招集（農業委員会） ..... 134

**公営企業** ..... 134

水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課） ..... 134

水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課） ..... 134

公布された条例のあらまし

◇大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

- 1 理由
 

特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに鑑み、議員の期末手当の支給割合を改定するものです。
- 2 内容
  - 1 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第1条関係）
 

議員の令和5年12月期の期末手当の支給割合について、引上げ改定を行います。

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.625月	1.625月	0.00月
12月期	1.625月	<u>1.725月</u>	0.1月
計	3.25月	<u>3.35月</u>	0.1月

2 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第2条関係）

議員の令和6年6月期以降の期末手当の支給割合を平準化します。

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.625月	<u>1.675月</u>	0.05月
12月期	1.725月	<u>1.675月</u>	▲0.05月
計	3.35月	3.35月	0.00月

3 施行期日

- 1 公布の日施行の規定  
第1条の規定
- 2 令和6年4月1日施行の規定  
第2条の規定
- 3 令和5年12月1日から適用の規定  
第1条の規定

◇特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに鑑み、特別職の期末手当の支給割合を改定するものです。

2 内容

1 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

市長、副市長及び教育長の令和5年12月期の期末手当の支給割合について、引上げ改定を行います。

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.65月	1.65月	0.00月
12月期	1.65月	<u>1.75月</u>	0.1月
計	3.3月	<u>3.4月</u>	0.1月

2 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

市長、副市長及び教育長の令和6年6月期以降の期末手当の支給割合を平準化します。

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.65月	<u>1.7月</u>	0.05月
12月期	1.75月	<u>1.7月</u>	▲0.05月
計	3.4月	3.4月	0.00月

3 施行期日

- 1 公布の日施行の規定  
第1条の規定
- 2 令和6年4月1日施行の規定  
第2条の規定
- 3 令和5年12月1日から適用の規定

第1条の規定

◇一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に鑑み、本市の一般職の職員の給料を改定します。

2 内容

1 一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第1条関係）

(1) 全ての給料表について、給料額の引上げを行います。（別表第1から別表第3までの規定関係）

(2) 令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をともに0.05月分（再任用職員にあっては0.025月分）引き上げます。（第17条及び第18条関係）

●一般職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.2月	1.2月	0.00月	支給済み
	勤勉手当	1.0月	1.0月	0.00月	
12月期	期末手当	1.2月	<u>1.25月</u>	0.05月	計0.1月
	勤勉手当	1.0月	<u>1.05月</u>	0.05月	
計		4.4月	4.5月	0.1月	

●定年前再任用短時間勤務職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.675月	0.675月	0.000月	支給済み
	勤勉手当	0.475月	0.475月	0.000月	
12月期	期末手当	0.675月	<u>0.7月</u>	0.025月	計0.05月
	勤勉手当	0.475月	<u>0.5月</u>	0.025月	
計		2.3月	2.35月	0.05月	

(3) その他所要の改正

2 一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第2条関係）

(1) 令和6年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を平準化します。（第17条及び第18条関係）

●一般職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.2月	<u>1.225月</u>	0.025月	計 0.05月
	勤勉手当	1.0月	<u>1.025月</u>	0.025月	
12月期	期末手当	1.25月	<u>1.225月</u>	▲0.025月	計 ▲0.05月
	勤勉手当	1.05月	<u>1.025月</u>	▲0.025月	
計		4.5月	4.5月	0.000月	0.00月

●定年前再任用短時間勤務職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.675月	<u>0.6875月</u>	0.0125月	計

	勤勉手当	0.475月	<u>0.4875月</u>	0.0125月	0.025月
12月期	期末手当	0.7月	<u>0.6875月</u>	▲0.0125月	計 ▲0.025月
	勤勉手当	0.5月	<u>0.4875月</u>	▲0.0125月	
計		2.35月	2.35月	0.00月	0.000月

(2) 会計年度任用職員における令和6年6月期以降の期末手当を0.55月分引き上げ、勤勉手当を支給します。(第17条及び第18条関係)

●会計年度任用職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.675月	<u>1.225月</u>	0.55月	計 1.575月
	勤勉手当		<u>1.025月</u>	1.025月	
12月期	期末手当	0.675月	<u>1.225月</u>	0.55月	計 1.575月
	勤勉手当		<u>1.025月</u>	1.025月	
計		1.35月	4.5月	3.15月	3.15月

(3) その他所要の改正

3 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正(第3条関係)

- (1) 特定任期付職員の給料表について、給料額の引上げを行います。(第7条関係)
- (2) 令和5年12月期の期末手当の支給割合を0.1月分引き上げます。(第8条関係)

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.65月	1.65月	0.00月
12月期	1.65月	<u>1.75月</u>	0.1月
計	3.3月	3.4月	0.1月

4 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正(第4条関係)

- (1) 令和6年6月期以降の期末手当の支給割合を平準化します。(第8条関係)

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.65月	<u>1.7月</u>	0.05月
12月期	1.75月	<u>1.7月</u>	▲0.05月
計	3.4月	3.4月	0.00月

5 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(第5条関係)

会計年度任用職員における令和6年6月期以降の勤勉手当を支給します。(第19条関係)

3 施行期日

- 1 公布の日施行の規定  
第1条及び第3条の規定
- 2 令和6年4月1日施行の規定  
第2条、第4条及び第5条の規定
- 3 令和5年4月1日から適用の規定  
第1条及び第3条の規定

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(保険医療課)

## 1 理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により新たに創設される産前産後保険税免除制度に対応するため所要の改正を行うものです。

## 2 内容

1 納税義務者の世帯に属する出産予定又は出産した国民健康保険の被保険者について、政令の基準に従い、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額します。（第21条関係）

2 出産する被保険者が行う届出に関する規定を設けます。（第22条の3関係）

## 3 施行期日

令和6年1月1日

## ◇大和高田市手数料条例の一部を改正する条例（市民課）

## 1 理由

本籍地以外でも戸籍発行等が可能になることに伴い、これらの事務について手数料を徴収するための改正を行うほか、所要の規定の整備を行います。

## 2 内容

1 戸籍謄抄本等の交付に係る手数料を定めた規定に、本籍地以外の市町村長による戸籍証明書等の交付事務を追加します。（別表関係）

2 除籍謄抄本等の交付に係る手数料を定めた規定に、本籍地以外の市町村長による戸籍証明書等の交付事務を追加します。（別表関係）

3 その他所要の改正

## 3 施行期日

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

## ◇大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（保育幼稚園課）

## 1 理由

令和5年9月16日から地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことに伴い、当該法律において条項ずれが生じた規定を引用する条例の規定について、所要の改正を行うものです。

## 2 内容

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律で定める認定こども園の認定に係る公示に関する規定の項ずれに合わせた改正を行います。（第15条関係）

2 その他所要の改正

## 3 施行期日

公布の日

## ◇大和高田市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例（住宅課）

## 1 理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する大和高田市空

家等対策協議会条例について条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

## 2 内容

- 1 協議会の設置根拠について、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項とあるのを同法第8条第1項に改めます。（第1条関係）
- 2 空家等対策計画に係る引用条項について、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項とあるのを同法第7条第1項に改めます。（第2条関係）

## 3 施行期日

公布の日

# 条 例

## 条例第20号

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月15日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第1条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

## 条例第21号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月15日

大和高田市長 堀内 大造

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

## 条例第22号

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月15日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和32年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同項第1号中「100分の67.5」を「、6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

第19条の2第3号中「第4条の4」を「第4条の3」に改め、同項第4号中「第4条の3第4項」を「第4条の2第4項」に、「第4条の4」を「第4条の3」に改める。

附則第25項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第28号)第1条」を「一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年条例第22号)第1条」に改める。



別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務 職員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	

	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	

72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			

	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

ア 教育職給料表（1）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務員以外の	1	177,200	219,700	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	350,300	430,500

職員	9	190,700	231,600	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	402,200	
	39	242,100	293,800	403,600	
	40	243,600	295,500	405,000	
	41	245,000	296,800	406,600	
	42	246,300	298,800	408,000	
	43	247,500	300,700	409,300	
	44	248,600	302,700	410,700	
	45	249,700	304,700	412,100	
	46	250,900	306,800	413,400	
	47	252,100	309,000	414,900	

	48	253,100	311,200	416,400
	49	254,200	313,300	418,000
	50	255,500	315,600	419,400
	51	256,700	317,800	421,000
	52	258,000	319,900	422,500
	53	259,100	322,000	424,200
	54	260,300	323,500	425,700
	55	261,600	325,000	427,300
	56	262,600	326,500	428,900
	57	263,700	328,200	430,400
	58	264,400	330,200	431,900
	59	265,400	332,200	433,100
	60	266,400	334,100	434,300
	61	267,300	335,900	435,500
	62	268,100	337,900	436,800
	63	268,900	339,900	438,100
	64	269,700	341,800	439,300
	65	270,800	343,500	440,500
	66	272,100	345,500	441,700
	67	273,400	347,500	442,900
	68	274,700	349,500	444,100
	69	275,900	351,300	445,300
	70	277,100	353,200	446,500
	71	278,300	355,100	447,700
	72	279,500	357,000	448,900
	73	280,500	358,600	450,000
	74	281,500	360,500	450,600
	75	282,500	362,300	451,100
	76	283,400	364,200	451,600
	77	284,300	366,000	452,100
	78	285,200	367,700	
	79	286,100	369,300	
	80	287,000	370,900	
	81	287,800	372,300	
	82	288,900	373,800	
	83	289,900	375,200	
	84	290,900	376,500	
	85	291,900	377,600	
	86	292,900	379,000	

	87	293,900	380,400
	88	294,900	381,700
	89	296,000	382,900
	90	297,100	384,200
	91	298,200	385,300
	92	299,200	386,500
	93	299,700	387,700
	94	300,700	388,800
	95	301,800	390,000
	96	303,000	391,200
	97	304,000	392,600
	98	305,100	393,600
	99	306,100	394,600
	100	307,100	395,600
	101	307,900	396,500
	102	309,000	397,500
	103	310,000	398,600
	104	311,000	399,700
	105	311,600	400,400
	106	312,500	401,300
	107	313,300	402,200
	108	314,100	403,100
	109	314,800	403,900
	110	315,200	404,800
	111	315,600	405,600
	112	316,100	406,400
	113	316,600	407,000
	114	317,000	407,700
	115	317,500	408,400
	116	317,900	409,100
	117	318,400	409,700
	118	318,900	410,200
	119	319,300	410,600
	120	319,800	411,000
	121	320,300	411,300
	122	320,700	411,600
	123	321,200	411,900
	124	321,700	412,100
	125	322,300	412,300

		126	322,600	412,600		
		127	322,900	412,900		
		128	323,200	413,100		
		129	323,400	413,300		
		130	323,700	413,600		
		131	324,000	413,900		
		132	324,300	414,100		
		133	324,500	414,300		
		134	324,700	414,600		
		135	324,900	414,900		
		136	325,200	415,100		
		137	325,500	415,300		
		138	325,700	415,600		
		139	326,000	415,900		
		140	326,300	416,100		
		141	326,500	416,300		
		142	326,700	416,600		
		143	327,000	416,900		
		144	327,200	417,100		
		145	327,500	417,300		
		146	327,700			
		147	328,000			
		148	328,300			
		149	328,500			
		150	328,700			
		151	329,000			
		152	329,300			
		153	329,500			
定年前再任用短時間勤務職員			基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
			円	円	円	円
			235,000	275,300	332,200	416,600

備考

- (1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、実習助手その他の職員で市長が定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で



定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表（2）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	177,200	193,400	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	364,600	448,500

	34	234,100	257,600	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	372,500	
	39	241,300	268,900	373,800	
	40	242,700	271,000	375,200	
	41	244,000	273,300	376,300	
	42	245,300	275,600	377,700	
	43	246,500	277,800	379,100	
	44	247,800	279,900	380,600	
	45	249,100	282,000	382,000	
	46	250,400	284,200	383,600	
	47	251,600	286,300	385,100	
	48	252,700	288,200	386,600	
	49	253,800	290,300	387,900	
	50	255,100	292,000	389,400	
	51	256,400	293,800	390,800	
	52	257,400	295,500	392,100	
	53	258,500	296,800	393,300	
	54	259,900	298,800	394,600	
	55	260,900	300,700	395,700	
	56	261,900	302,700	396,800	
	57	262,900	304,700	398,000	
	58	263,900	306,800	399,200	
	59	264,900	309,000	400,400	
	60	265,900	311,200	401,600	
	61	266,800	313,300	402,700	
	62	267,500	315,600	403,700	
	63	268,200	317,800	405,000	
	64	268,800	319,900	406,200	
	65	269,500	322,000	407,400	
	66	270,700	323,500	408,500	
	67	271,800	325,000	409,600	
	68	272,900	326,500	410,700	
	69	274,200	328,200	411,700	
	70	275,600	330,200	412,900	
	71	276,800	332,200	414,100	
	72	278,000	334,100	415,300	

	73	278,800	335,900	415,900
	74	279,700	337,900	416,700
	75	280,700	339,800	417,400
	76	281,700	341,700	417,900
	77	282,600	343,400	418,200
	78	283,600	345,200	418,600
	79	284,700	346,900	419,000
	80	285,500	348,600	419,400
	81	286,300	350,400	419,700
	82	287,100	352,100	420,100
	83	287,900	353,500	420,500
	84	288,700	355,100	420,800
	85	289,600	356,300	421,100
	86	290,400	357,900	421,500
	87	291,100	359,400	421,900
	88	291,900	360,900	422,200
	89	292,800	362,200	422,500
	90	293,700	363,500	422,800
	91	294,600	364,800	423,100
	92	295,300	366,200	423,300
	93	295,600	367,600	423,500
	94	296,300	368,900	
	95	297,000	370,100	
	96	297,700	371,200	
	97	298,400	372,200	
	98	299,200	373,200	
	99	300,000	374,200	
	100	300,700	375,100	
	101	301,400	375,900	
	102	301,800	376,900	
	103	302,200	377,800	
	104	302,600	378,700	
	105	302,800	379,500	
	106	303,100	380,400	
	107	303,400	381,300	
	108	303,600	382,200	
	109	303,800	383,000	
	110	304,000	384,000	
	111	304,300	384,900	

	112	304,600	385,800
	113	304,800	386,400
	114	305,000	387,300
	115	305,200	388,200
	116	305,500	389,100
	117	305,800	389,900
	118	306,000	390,600
	119	306,300	391,400
	120	306,600	392,200
	121	306,800	392,800
	122	307,000	393,600
	123	307,200	394,300
	124	307,500	395,000
	125	307,800	395,600
	126		396,300
	127		396,800
	128		397,400
	129		398,100
	130		398,700
	131		399,200
	132		399,700
	133		400,000
	134		400,300
	135		400,600
	136		400,900
	137		401,200
	138		401,500
	139		401,800
	140		402,100
	141		402,400
	142		402,700
	143		403,000
	144		403,300
	145		403,500
	146		403,800
	147		404,100
	148		404,300
	149		404,500
	150		404,800

	151		405,100		
	152		405,300		
	153		405,500		
	154		405,800		
	155		406,100		
	156		406,300		
	157		406,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		226,200	272,100	325,500	406,600

備考

- (1) この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、講師その他の職員で市長が定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表3（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900	

16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
22	335,000	403,900	453,300	517,700	
23	338,400	405,500	455,600	519,500	
24	341,700	407,100	457,800	521,300	
25	345,000	408,800	459,800	522,900	
26	347,500	411,000	462,100	524,700	
27	350,000	413,100	464,300	526,500	
28	352,300	415,100	466,600	528,300	
29	354,400	417,200	468,700	529,900	
30	356,100	419,300	470,900	531,700	
31	357,800	420,900	473,200	533,500	
32	359,600	422,600	475,300	535,300	
33	361,500	424,500	477,100	536,900	
34	363,700	426,000	479,200	538,700	
35	365,800	427,800	481,300	540,400	
36	367,800	429,600	483,300	542,100	
37	369,700	431,500	485,400	543,700	
38	371,900	433,500	487,100	545,300	
39	374,000	435,300	488,900	546,700	
40	376,000	437,200	490,700	548,300	
41	378,000	439,000	492,300	549,800	
42	378,700	440,700	494,100	551,200	
43	379,300	442,400	495,900	552,600	
44	380,000	444,200	497,500	553,900	
45	380,900	446,000	498,900	555,100	
46	382,200	447,800	500,600	556,100	
47	383,500	449,500	502,400	557,100	
48	384,800	451,200	504,100	558,100	
49	385,600	452,800	505,600	559,100	
50	386,400	454,500	506,900	560,000	
51	387,200	456,200	508,200	560,900	
52	387,700	457,900	509,500	561,800	
53	388,500	459,800	510,500	562,600	
54	389,300	461,000	511,800	563,500	

	55	390,000	462,200	513,100	564,400	
	56	390,700	463,400	514,400	565,300	
	57	391,400	464,400	515,400	566,200	
	58	392,300	465,400	516,200	567,100	
	59	393,000	466,300	517,000	568,000	
	60	393,600	467,100	517,800	568,700	
	61	394,100	467,900	518,700	569,600	
	62	394,600	468,600	519,500	570,500	
	63	395,000	469,300	520,400	571,400	
	64	395,400	469,900	521,200	572,300	
	65	395,700	470,600	522,100	573,200	
	66		471,300	523,000		
	67		471,900	523,700		
	68		472,500	524,600		
	69		472,800	525,500		
	70		473,400	526,300		
	71		474,100	527,200		
	72		474,800	528,100		
	73		475,200	528,900		
	74		475,800	529,800		
	75		476,500	530,700		
	76		477,200	531,400		
	77		477,600	532,200		
	78		478,200	533,100		
	79		478,800	534,000		
	80		479,300	534,900		
	81		479,900	535,700		
	82		480,400	536,600		
	83		480,900	537,500		
	84		481,400	538,400		
	85		481,800	539,200		
	86		482,400	540,100		
	87		482,800	541,000		
	88		483,300	541,900		
	89		483,800	542,700		
	90		484,400			
	91		485,000			
	92		485,400			
	93		485,900			

	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	



23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	

62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
86		290,700	326,500	347,300		
87		290,900	326,700	347,600		
88		291,100	327,000	347,900		
89		291,500	327,400	348,300		
90		291,700	327,800	348,600		
91		291,900	328,200	349,000		
92		292,100	328,600	349,300		
93		292,500	328,900	349,700		
94		292,700	329,100	350,000		
95		292,900	329,500	350,300		
96		293,200	329,800	350,600		
97		293,500	330,000	350,900		
98		293,700	330,300	351,300		
99		293,900	330,600	351,700		
100		294,200	330,900	352,100		

	101		294,500	331,100	352,600			
	102		294,700	331,400	353,000			
	103		294,900	331,800	353,400			
	104		295,200	332,000	353,800			
	105		295,500	332,200	354,300			
	106			332,400				
	107			332,800				
	108			333,000				
	109			333,200				
	110			333,600				
	111			334,000				
	112			334,400				
	113			334,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	

	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900

	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	

	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
	94	283,800	316,500	349,400	367,500	
	95	284,700	317,200	350,100	367,900	
	96	285,600	317,800	350,700	368,200	
	97	286,200	318,300	351,100	368,800	
	98	286,800	318,600	351,500	369,300	
	99	287,400	319,200	352,000	369,800	
	100	288,300	319,800	352,400	370,300	
	101	289,100	320,200	352,900	370,900	
	102	289,900	320,800	353,300	371,400	
	103	290,700	321,400	353,800	371,900	
	104	291,500	321,900	354,200	372,300	
	105	292,100	322,300	354,500	372,900	
	106	292,600	322,800	355,000	373,400	
	107	293,100	323,300	355,400	373,900	
	108	293,500	323,800	355,700	374,400	
	109	293,700	324,200	356,200	375,000	
	110	294,000	324,600	356,700	375,400	
	111	294,200	324,900	357,200	375,900	
	112	294,500	325,200	357,700	376,400	
	113	294,800	325,500	358,200	377,000	
	114	295,000	325,900	358,700		
	115	295,300	326,300	359,200		
	116	295,500	326,600	359,600		
	117	295,800	326,800	360,000		
	118	296,100	327,100	360,400		
	119	296,400	327,500	360,900		
	120	296,700	327,700	361,400		
	121	297,000	327,900	361,800		
	122	297,400	328,200	362,300		
	123	297,700	328,500	362,800		
	124	298,100	328,800	363,300		
	125	298,300	329,000	363,600		
	126	298,500	329,300			
	127	298,800	329,700			
	128	299,200	329,900			
	129	299,400	330,100			

	130	299,700	330,300				
	131	300,100	330,700				
	132	300,500	330,900				
	133	300,700	331,200				
	134	301,000	331,600				
	135	301,400	332,000				
	136	301,700	332,400				
	137	301,900	332,700				
	138	302,200	333,100				
	139	302,600	333,500				
	140	302,900	333,900				
	141	303,100	334,200				
	142	303,500	334,600				
	143	303,900	334,900				
	144	304,200	335,300				
	145	304,400	335,600				
	146	304,600	336,000				
	147	304,900	336,400				
	148	305,300	336,800				
	149	305,500	337,100				
	150	305,700	337,500				
	151	306,000	337,900				
	152	306,300	338,300				
	153	306,700	338,600				
	154	306,900					
	155	307,100					
	156	307,400					
	157	307,700					
	158	308,000					
	159	308,300					
	160	308,600					
	161	309,000					
	162	309,300					
	163	309,600					
	164	309,900					
	165	310,300					
	166	310,600					
	167	310,900					
	168	311,200					

	169	311,600					
定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

別表第5中「第4条の3」を「第4条の2」に改める。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「並びに期末手当」を「、期末手当並びに勤勉手当」に改める。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第1号中「、6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70」を「100分の68.75」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改め、同条第3項中「これ」を「基本報酬の月額（月額以外の方法により支給する会計年度任用職員の給料等にあつては、第17条第4項に規定する市長が規則で定めるところにより月額に相当する額として算定した額）並びにこれら」に改める。

第19条の2第3号中「、第18条」を削り、同条第4号中「第18条の2まで」を「第17条の3まで、第18条の2」に改める。

(大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「

号給	給料月額
1	376,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円
6	710,000円
7	830,000円

」を

「



号給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円
5	615,000円
6	718,000円
7	839,000円

」に改める。

第8条第2項中「100分の120」を「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に、「100分の165」を「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第4条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第19条第4号中「、第14条」を削る。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例（次条において「改正後の給与等条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与等条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正前の大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与等条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

### 条例第23号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月15日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 条例第24号

大和高田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月15日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市手数料条例の一部を改正する条例

大和高田市手数料条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表10の項中「同法第120条第1項」の次に「若しくは第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表12の項中「同法第120条第1項」の次に「若しくは第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表14の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同表15の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件につき」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき」に改める。

附 則

この条例は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### 条例第25号

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月15日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 条例第26号

大和高田市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月15日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

大和高田市空家等対策協議会条例（平成29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

### 規則第36号

大和高田市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように改正する。

令和5年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市公園条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市公園条例施行規則（平成17年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公園の管理」を「条例第3条第1項に規定する行為、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による設置若しくは管理又は法第6条第1項若しくは第3項の規定による占用（以下「公園内行為等」という。）」に、「申請書の様式は、次に掲げるとおり」を「申請は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める申請書によるもの」に改め、同項第1号中「条例第3条第2項」を「条例第3条第1項に規定する行為」に改め、同項第2号中「条例第7条第1項第1号」を「法第5条第1項の規定による設置」に改め、同項第3号中「条例第7条第1項第2号」を「法第5条第1項の規定による管理」に改め、同項第4号中「条例第7条第2項」

を「法第6条第1項の規定による占用」に改め、同条第2項中「申請書は」の次に「、公園内行為等を行おうとする日の3月前から14日前までに」を加え、同条第3項中「条例第3条第1項、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定により」を「公園内行為等に係る」に、「許可期間満了前5日前」を「許可期間満了前5日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、その必要に応じて公園内行為等の申請の期間を変更することができる。

第3条中「前条の申請」を「公園内行為等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、同一の公園における同一の日の公園内行為等について異なった日に二以上の申請があったときは、最先の申請者に対してのみその許可を行うものとする。

3 市長は、同一の公園における同一の日の公園内行為等について同日に二以上の申請があったときは、抽選により定めた一の申請者に対してのみ許可を行うものとする。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 公園内行為等の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 規則第37号

大和高田市空家等対策の推進に関する規則の一部を改正する規則を次のように改正する。

令和5年12月4日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市空家等対策の推進に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市空家等対策の推進に関する規則(令和2年規則第33号)の一部を次のように改正する。  
第9条を第12条とする。

第8条第1項中「様式第14号」を「様式第19号」に改め、同条第2項中「様式第15号」を「様式第20号」に改め、同条第3項中「様式第16号」を「様式第21号」に改め、同項ただし書中「様式第17号」を「様式第22号」に改め、同条を第11条とする。

第7条中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同条第1号中「様式第11号」を「様式第15号」に改め、同条第2号中「様式第12号」を「様式第16号」に改め、同条第3号中「行政代執行法」の前に「法第22条第9項の規定による」を加え、「様式第13号」を「様式第17号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第22条第11項の措置は、行政代執行法第3条第3項の規定によりこれを行い、又は行わせるものとする。この場合における行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証(様式第18号)とする。

第7条を第10条とする。

第6条の見出し中「(」の次に「特定空家等に係る」を加え、同条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「様式第5号」を「様式第9号」に改め、同条第2項中「第14条第4項」を「第22条第4項」に、「様式第6号」を「様式第10号」に改め、同条第3項中「第14条第4項」を「第22条第4項」に、「様式第7号」を「様式第11号」に改め、同条第4項中「第14条第5項」を「第22条第5項」に、「様式第8号」を「様式第12号」に改め、同条第5項中「第14条第7項」

を「第22条第7項」に、「様式第9号」を「様式第13号」に改め、同条第6項中「第14条第11項の規定による」を「第22条第13項の」に、「様式第10号」を「様式第14号」に改め、同条を第9条とする。

第5条の見出し中「(」の次に「特定空家等に係る」を加え、同条中「第14条第2項」を「第22条第2項」に、「様式第4号」を「様式第8号」に改め、同条を第8条とする。

第4条の見出し中「(」の次に「特定空家等に係る」を加え、同条中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「様式第3号」を「様式第7号」に改め、同条を第7条とする。

第3条第1項中「様式第1号」を「様式第3号」に改め、同条第2項中「様式第2号」を「様式第4号」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

(管理不全空家等に係る指導)

第5条 法第13条第1項の規定による指導は、指導通知書(様式第5号)により行うものとする。

(管理不全空家等に係る勧告)

第6条 法第13条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第6号)により行うものとする。

第2条の次に次の1条を加える。

(報告徴収)

第3条 法第9条第2項の規定による報告の徴収は、空家等に係る事項に関する報告徴収書(様式第1号)により行うものとする。

2 法第9条第2項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告書(様式第2号)により行うものとする。

様式第17号中「第8条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第16号中「第8条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第15号中「第8条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第14号中「第8条関係」を「第11条関係」に、「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第13号中「第7条関係」を「第10条関係」に、「第14条」を「第22条」に、「10～15」を「10～17」に改め、同様式を様式第17号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第18号(第10条関係)

(表)

← 9.0cm →

↑ 5.5cm ↓

執行責任者証

第 号

部 課長

上記の者は、下記の緊急代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

大和高田市長 印

記

1 代執行をなすべき事項  
代執行令書( 年 月 日付け 第 号)  
記載の大和高田市

2 代執行をなすべき時期  
年 月 日から 年 月 日までの間

(裏)

**○空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)**  
(特定空家等に係る措置)  
第22条(以上略)  
11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。  
12~17 (略)

**○行政代執行法(昭和23年法律第43号)(抜粋)**  
(証票の携帯)  
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

**【注意】** 本証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第12号中「第7条関係」を「第10条関係」に、「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第11号中「第7条関係」を「第10条関係」に、「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第10号中「第6条関係」を「第9条関係」に、「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第9号中「第6条関係」を「第9条関係」に、「第14条第6項」を「第22条第6項」に、「第14条第8項」を「第22条第8項」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第8号中「第6条関係」を「第9条関係」に、「第14条第5項」を「第22条第5項」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第7号中「第6条関係」を「第9条関係」に、「第14条第4項」を「第22条第4項」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第6号中「第6条関係」を「第9条関係」に、「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「第14条第4項」を「第22条第4項」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第5号中「第6条関係」を「第9条関係」に、「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「第16条第1項」を「第30条第1項」に、「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第4号中「第5条関係」を「第8条関係」に、「第14条第2項」を「第22条第2項」に、「第14条第3項」を「第22条第3項」に、  
「敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。」

を

「敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。」

災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行のに移行することがあります。」

に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第3号中「第4条関係」を「第7条関係」に、「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「第14条第2項」を「第22条第2項」に、

「は、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。」

を

「は、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。」

災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行のに移行することがあります。」

に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第2号中「第3条関係」を「第4条関係」に、「第14条第1項から第3項」を「第22条第1項から第3項」に、「、当該職員又は」を「、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第1号中「第3条関係」を「第4条関係」に、「第16条第2項」を「第30条第2項」に改め、同様式を様式第3号とし、同様式の前に次の2様式を加える。



様式第1号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

1 対象となる空家等

- (1) 所在地 奈良県大和高田市
- (2) 所有者等の住所及び氏名

2 報告を求める内容

- (1) 必要な措置をとる意向の有無
- (2) (1)において有と答えた場合

何をいつまでにどのようにするのか、具体的に記載してください。

既に講じた措置がある場合、又は既に措置を講じようとして動かれている場合は、その内容を確認できる書類等を報告書に添付してください。

- (3) (1)において無と答えた場合

措置を講じる意向の無い正当な理由がある場合は、具体的に記載してください。

3 報告書の提出先

大和高田市 部 課長 宛

送付先：奈良県大和高田市

4 報告期日 年 月 日（ ） まで

(備考)

上記4の期日までに上記3の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

提出者 住所  
氏名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕  
名称、代表者の氏名及び代表者印  
電話番号

空家等に係る事項に関する報告書

年 月 日付け 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、  
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第2項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 対象となる空家等

- (1) 所在地 奈良県大和高田市
- (2) 所有者等の住所及び氏名

2 報告事項

- (1) 必要な措置をとる意向の有無 有 ・ 無
- (2) 年 月 日 ( ) までに次のとおり措置を講じます。

- (3) 具体的な理由

3 添付書類

(備考)

所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、添付してください。

上記2及び3について、虚偽の報告をしたものは、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

規則第38号

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月15日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の3第1項中「第4条の4」を「第4条の3」に改める。

第11条第2項に次の1号を加える。

(6) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

第17条第2項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間  
第19条第1項第1号中「100分の105」を「100分の110」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の105」を「100分の110」に改め、同項第3号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第4号中「100分の95」を「100分の100」に改め、同条第2項第1号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の52.5」を「100分の55」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の42.5」を「100分の45」に改める。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「100分の110」を「100分の107.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の110」を「100分の107.5」に改め、同項第3号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第4号中「100分の100」を「100分の97.5」に改め、同条第2項第1号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の55」を「100分の53.75」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改め、同項第3号中「100分の45」を「100分の43.75」に改める。

(一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正)

第3条 一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和33年規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3 修学年数調整表の表備考第3号中「級別資格基準表又は」を削る。

別表第5イ 行政職給料表昇格時号給対応表の表中

「

54	22	38	38
55	23	39	39

56	24	40	40
57	25	41	41
58	25	41	42
59	25	42	43
60	26	42	44
61	26	43	45
62	26	43	45
63	27	44	45
64	27	44	46
65	27	45	46
66	28	45	46
67	28	46	47
68	28	46	47
69	29	47	47
70	29	47	48
71	30	48	48
72	30	48	48
73	31	49	49
74	31	49	49
75	32	49	49
76	32	49	50
77	33	50	50
78	33	50	50
79	34	50	51
80	34	50	51
81	35	51	51
82	35	51	52
83	36	51	52
84	36	51	52
85	37	52	53
86	37	52	53
87	38	52	53
88	38	52	53
89	39	53	54
90	39	53	54
91	40	53	54
92	40	53	54
93	41	53	55
94		54	55

95		54	55
96		54	55
97		54	55
98		54	56
99		55	56
100		55	56
101		55	56
102		55	56
103		55	57
104		56	57
105		56	57
106		56	57
107		56	57
108		56	58
109		56	58
110		57	58
111		57	58
112		57	58
113		57	59
114		57	
115		57	
116		58	
117		58	
118		58	
119		58	
120		58	
121		58	
122		59	
123		59	
124		59	
125		59	

」を

「

54	21	37	38
55	22	38	39
56	22	38	40
57	23	39	41
58	23	39	42
59	24	40	43

60	24	40	44
61	25	41	45
62	25	42	45
63	26	43	45
64	26	44	46
65	27	45	46
66	27	45	46
67	28	46	47
68	28	46	47
69	29	47	47
70	29	47	48
71	29	48	48
72	30	48	48
73	30	49	49
74	30	49	49
75	31	49	49
76	31	49	50
77	31	49	50
78	32	50	50
79	32	50	51
80	32	50	51
81	33	50	51
82	33	50	52
83	33	51	52
84	34	51	52
85	34	51	53
86	34	51	53
87	35	51	53
88	35	52	53
89	35	52	54
90	36	52	54
91	36	52	54
92	36	52	54
93	37	53	55
94		53	55
95		53	55
96		53	55
97		53	55
98		54	55

99		54	55
100		54	56
101		54	56
102		54	56
103		55	56
104		55	56
105		55	56
106		55	56
107		55	57
108		56	57
109		56	57
110		56	57
111		56	57
112		56	57
113		56	57
114		56	
115		56	
116		56	
117		57	
118		57	
119		57	
120		57	
121		57	
122		57	
123		57	
124		57	
125		57	

」に、

「

32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32

32
32
32
33
33
34
34
35

」を

「

31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
32
32
32
32
32
32
32
32
33

」に改め、

同表ロ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表の表中

「

46	26
47	27
48	28
49	29
50	29
51	30
52	30
53	31



54	31
55	32
56	32
57	33
58	33
59	33
60	34
61	34
62	34
63	35
64	35
65	35
66	36
67	36
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	41
75	42
76	42
77	43
78	43
79	44
80	44
81	45
82	45
83	46
84	46
85	47
86	47
87	48
88	48
89	49
90	49
91	50
92	50

93	51
94	51
95	52
96	52
97	53
98	53
99	54
100	54
101	55
102	55
103	56
104	56
105	57
106	57
107	57
108	58
109	58
110	58
111	59
112	59
113	59
114	60
115	60
116	60
117	61
118	61
119	61
120	61
121	61
122	62
123	62
124	62
125	62
126	62
127	63
128	63
129	63
130	63
131	63

132	64
133	64
134	64
135	64
136	64
137	65
138	65
139	65
140	65
141	65
142	66
143	66
144	66
145	66
146	66
147	67
148	67
149	67
150	67
151	67
152	68
153	68

」を

「

46	25
47	26
48	26
49	27
50	27
51	28
52	28
53	29
54	29
55	30
56	30
57	31
58	31
59	32
60	32

6 1	3 3
6 2	3 3
6 3	3 4
6 4	3 4
6 5	3 5
6 6	3 5
6 7	3 6
6 8	3 6
6 9	3 7
7 0	3 7
7 1	3 8
7 2	3 8
7 3	3 9
7 4	3 9
7 5	4 0
7 6	4 0
7 7	4 1
7 8	4 1
7 9	4 2
8 0	4 2
8 1	4 3
8 2	4 3
8 3	4 4
8 4	4 4
8 5	4 5
8 6	4 5
8 7	4 6
8 8	4 6
8 9	4 7
9 0	4 7
9 1	4 8
9 2	4 8
9 3	4 9
9 4	4 9
9 5	5 0
9 6	5 0
9 7	5 1
9 8	5 1
9 9	5 2

100	52
101	53
102	53
103	54
104	54
105	55
106	55
107	56
108	56
109	57
110	57
111	57
112	57
113	58
114	58
115	58
116	58
117	59
118	59
119	59
120	59
121	60
122	60
123	60
124	60
125	61
126	61
127	61
128	61
129	61
130	61
131	62
132	62
133	62
134	62
135	62
136	62
137	63
138	63

139	63
140	63
141	63
142	63
143	64
144	64
145	64
146	64
147	64
148	64
149	65
150	65
151	66
152	66
153	67

」に改め、

同表ハ 教育職給料表（2）昇格時号給対応表の表中

「

46	38
47	39
48	40
49	41
50	41
51	41
52	42
53	42
54	42
55	43
56	43
57	43
58	44

」を

「

46	37
47	38
48	38
49	39
50	39
51	40

52	40
53	41
54	41
55	42
56	42
57	43
58	43

」に、

「

79	54
80	54
81	55
82	55
83	56
84	56
85	57
86	58
87	59
88	60
89	61
90	61
91	61
92	62
93	62
94	62
95	63
96	63
97	63
98	64
99	64
100	64
101	65
102	65
103	65
104	65
105	65
106	65
107	65
108	66

109	66
110	66
111	66
112	66
113	66
114	66
115	67
116	67
117	67
118	67
119	67
120	67
121	67
122	68
123	68
124	68

」を

「

79	53
80	54
81	54
82	54
83	55
84	55
85	55
86	56
87	56
88	56
89	57
90	57
91	58
92	58
93	59
94	59
95	60
96	60
97	61
98	61
99	61



100	61
101	62
102	62
103	62
104	62
105	63
106	63
107	63
108	63
109	64
110	64
111	64
112	64
113	65
114	65
115	65
116	65
117	66
118	66
119	66
120	66
121	67
122	67
123	67
124	67

」に改め、

同表ニ 医療職給料表（1）昇格時号給対応表の表中

「

47	26
48	26
49	27
50	27
51	27
52	27
53	28
54	28
55	28
56	28
57	29

58	29
59	29
60	30
61	30
62	30
63	31
64	31

」を、

「

47	25
48	26
49	26
50	26
51	26
52	27
53	27
54	27
55	27
56	28
57	28
58	28
59	28
60	29
61	29
62	29
63	30
64	30

」に改め、

同表ホ 医療職給料表（2）昇格時号給対応表の表中

「

46	26	30
47	27	31
48	28	32
49	29	33
50	29	34
51	30	35
52	30	36
53	31	37
54	31	38

55	32	39
56	32	40
57	33	41
58	33	42
59	34	43
60	34	44
61	35	45
62	35	46
63	36	47
64	36	48
65	37	49
66	37	50
67	38	51
68	38	52
69	39	53
70	39	53
71	40	54
72	40	54
73	41	55
74	41	55
75	42	56
76	42	56
77	43	57
78	43	57
79	44	58
80	44	58
81	45	59
82	45	59
83	46	60
84	46	60
85	47	61
86		61
87		61
88		61
89		61
90		61
91		61
92		62
93		62

94		62
95		62
96		62
97		62
98		62
99		63
100		63
101		63
102		63
103		63
104		63

」を

「

46	25	30
47	26	31
48	26	32
49	27	33
50	27	34
51	28	35
52	28	36
53	29	37
54	29	38
55	30	39
56	30	40
57	31	41
58	31	42
59	32	43
60	32	44
61	33	45
62	33	46
63	34	47
64	34	48
65	35	49
66	35	50
67	36	51
68	36	52
69	37	53
70	37	53
71	38	54

72	38	54
73	39	55
74	39	55
75	40	56
76	40	56
77	41	57
78	41	57
79	41	57
80	42	58
81	42	58
82	42	58
83	43	59
84	43	59
85	43	59
86		60
87		60
88		60
89		60
90		60
91		61
92		61
93		61
94		61
95		61
96		62
97		62
98		62
99		62
100		62
101		63
102		63
103		63
104		63

」に、

「

34	34
34	34
35	35
35	35

36	36
36	36
37	37
38	37
39	37
40	38
41	38
41	38
41	39
42	39
42	39
42	40
43	40
43	40
43	40
44	41
44	41
44	41
45	41
45	42
45	42
45	42
46	42
46	43
46	43
46	43
47	43
47	44
47	44
47	44
48	44
48	
48	
48	
48	
48	
49	
49	
49	

49	
49	
49	
50	
50	
50	
50	
50	
50	
51	
51	

」を

「

34	33
34	34
35	34
35	34
36	35
36	35
37	35
37	36
38	36
38	36
39	37
39	37
40	38
40	38
41	39
41	39
41	40
42	40
42	40
42	40
43	40
43	41
43	41
44	41
44	41
44	41

45	42
45	42
45	42
45	42
46	42
46	43
46	43
46	43
47	43
47	
47	
47	
47	
48	
48	
48	
48	
48	
49	
49	
49	
49	
49	
50	
50	
50	
50	
50	

」に改め、

同表へ 医療職給料表（3）昇格時号給対応表の表中

「

58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49



66	50
67	51
68	52
69	53
70	54
71	55
72	56
73	57
74	58
75	59
76	60
77	61
78	62
79	63
80	64
81	65
82	65
83	66
84	66
85	67
86	67
87	68
88	68
89	69
90	70
91	71
92	72
93	73
94	73
95	74
96	74
97	75
98	75
99	76
100	76
101	77
102	77
103	78
104	78

105	79
106	79
107	80
108	80
109	81
110	81
111	81
112	81
113	82
114	82
115	82
116	82
117	83
118	83
119	83
120	83
121	84
122	84
123	84
124	84
125	85
126	85
127	85
128	86
129	86
130	86
131	87
132	87
133	87
134	88
135	88
136	88
137	89
138	89
139	89
140	89
141	90
142	90
143	90

144	90
145	91
146	91
147	91
148	91
149	92
150	92
151	92
152	92
153	93
154	93
155	93
156	93
157	94
158	94
159	94
160	94
161	95
162	95
163	95
164	95
165	96

」を

「

58	41
59	42
60	42
61	43
62	43
63	44
64	44
65	45
66	46
67	47
68	48
69	49
70	50
71	51
72	52

73	53
74	54
75	55
76	56
77	57
78	58
79	59
80	60
81	61
82	62
83	63
84	64
85	65
86	65
87	66
88	66
89	67
90	67
91	68
92	68
93	69
94	70
95	71
96	72
97	73
98	74
99	75
100	76
101	77
102	77
103	78
104	78
105	79
106	79
107	80
108	80
109	81
110	81
111	81

112	81
113	81
114	82
115	82
116	82
117	82
118	82
119	83
120	83
121	83
122	83
123	83
124	84
125	84
126	84
127	84
128	84
129	85
130	85
131	85
132	86
133	86
134	86
135	87
136	87
137	87
138	88
139	88
140	88
141	89
142	89
143	89
144	89
145	90
146	90
147	90
148	90
149	91
150	91

151	91
152	91
153	92
154	92
155	92
156	92
157	93
158	93
159	93
160	94
161	94
162	94
163	95
164	95
165	95

」に改める。

別表第5の2イ 行政職給料表降格時号給対応表の表中

「

7	37	23	23
8	39	24	24
9	40	25	25
10	42	26	26
11	43	27	27
12	44	28	28
13	45	29	29
14	46	30	30
15	47	31	31
16	48	32	32
17	49	33	33
18	50	34	34
19	51	35	35
20	52	36	36
21	53	37	37
22	54	38	38
23	55	39	39
24	56	40	40
25	59	41	41
26	62	42	42
27	65	43	43

28	68	44	44
29	70	45	45
30	72	46	46
31	74	47	47
32	76	48	48
33	78	49	49
34	80	50	50
35	82	51	51
36	84	52	52
37	86	53	53
38	88	54	54
39	90	55	55
40	92	56	56
41	93	58	57
42	93	60	58
43	93	62	59
44	93	64	60
45	93	66	63
46	93	68	66
47	93	70	69
48	93	72	72
49	93	76	75
50	93	80	78
51	93	84	81
52	93	88	84
53	93	93	88
54	93	98	92
55	93	103	97
56	93	109	102
57	93	115	107
58	93	121	112

」を

「

7	38	23	23
8	39	24	24
9	41	25	25
10	42	26	26
11	43	27	27
12	44	28	28

13	45	29	29
14	46	30	30
15	47	31	31
16	48	32	32
17	49	33	33
18	50	34	34
19	51	35	35
20	52	36	36
21	54	37	37
22	56	38	38
23	58	39	39
24	60	40	40
25	62	41	41
26	64	42	42
27	66	43	43
28	68	44	44
29	71	45	45
30	74	46	46
31	77	47	47
32	80	48	48
33	83	49	49
34	86	50	50
35	89	51	51
36	92	52	52
37	93	54	53
38	93	56	54
39	93	58	55
40	93	60	56
41	93	61	57
42	93	62	58
43	93	63	59
44	93	64	60
45	93	66	63
46	93	68	66
47	93	70	69
48	93	72	72
49	93	77	75
50	93	82	78
51	93	87	81



52	93	92	84
53	93	97	88
54	93	102	92
55	93	107	99
56	93	116	106
57	93	125	113
58	93	125	113

」に、

「

67
80
82
84

」を

「

77
84
85
85

」に改め、

同表ロ 教育職給料表(1)降格時号給対応表の表中

「

25	45
26	46
27	47
28	48
29	50
30	52
31	54
32	56
33	59
34	62
35	65
36	68
37	69
38	70
39	71
40	72
41	74

42	76
43	78
44	80
45	82
46	84
47	86
48	88
49	90
50	92
51	94
52	96
53	98
54	100
55	102
56	104
57	107
58	110
59	113
60	116
61	121
62	126
63	131
64	136
65	141
66	146
67	151

」を

「

25	46
26	48
27	50
28	52
29	54
30	56
31	58
32	60
33	62
34	64
35	66

36	68
37	70
38	72
39	74
40	76
41	78
42	80
43	82
44	84
45	86
46	88
47	90
48	92
49	94
50	96
51	98
52	100
53	102
54	104
55	106
56	108
57	112
58	116
59	120
60	124
61	130
62	136
63	142
64	148
65	150
66	152
67	153

」に改め、

同表ハ 教育職給料表(2)降格時号給対応表の表中

「

14	21
15	23
16	24
17	25

18	26
19	27
20	28
21	29
22	30
23	31
24	32
25	33
26	34
27	35
28	36
29	37
30	38
31	39
32	40
33	41
34	42
35	43
36	44
37	45
38	46
39	47
40	48
41	51
42	54
43	57
44	60
45	62
46	64
47	66
48	68
49	70
50	72
51	74
52	76
53	78
54	80
55	82
56	84

57	85
58	86
59	87
60	88
61	91
62	94
63	97
64	100
65	107
66	114
67	121

」を

「

14	22
15	23
16	24
17	25
18	26
19	27
20	28
21	29
22	30
23	31
24	32
25	33
26	34
27	35
28	36
29	37
30	38
31	39
32	40
33	41
34	42
35	43
36	44
37	46
38	48
39	50

40	52
41	54
42	56
43	58
44	60
45	62
46	64
47	66
48	68
49	70
50	72
51	74
52	76
53	79
54	82
55	85
56	88
57	90
58	92
59	94
60	96
61	100
62	104
63	108
64	112
65	116
66	120
67	124

」に改め、

同表ニ 医療職給料表（1）降格時号給対応表の表中

「

25	46
26	48
27	52
28	56
29	59
30	62

」を

「

25	47
26	51
27	55
28	59
29	62
30	64

」に改め、

同表ホ 医療職給料表(2)降格時号給対応表の表中

「

25	45	41
26	46	42
27	47	43
28	48	44
29	50	45
30	52	46
31	54	47
32	56	48
33	58	49
34	60	50
35	62	51
36	64	52
37	66	53
38	68	54
39	70	55
40	72	56
41	74	57
42	76	58
43	78	59
44	80	60
45	82	61
46	84	62
47	85	63
48	85	64
49	85	65
50	85	66
51	85	67
52	85	68
53	85	70
54	85	72

55	85	74
56	85	76
57	85	78
58	85	80
59	85	82
60	85	84
61	85	91
62	85	98

」を

「

25	46	41
26	48	42
27	50	43
28	52	44
29	54	45
30	56	46
31	58	47
32	60	48
33	62	49
34	64	50
35	66	51
36	68	52
37	70	53
38	72	54
39	74	55
40	76	56
41	79	57
42	82	58
43	85	59
44	85	60
45	85	61
46	85	62
47	85	63
48	85	64
49	85	65
50	85	66
51	85	67
52	85	68
53	85	70



54	85	72
55	85	74
56	85	76
57	85	79
58	85	82
59	85	85
60	85	90
61	85	95
62	85	100

」に、

「

50	50
52	52
54	54
56	56
57	59
58	62
59	65
60	69
63	73
66	77
69	81
72	85
76	85
80	85
84	85
90	85
96	85
102	85

」を

「

50	51
52	54
54	57
56	60
58	62
60	64
62	66
64	71

67	76
70	81
73	85
76	85
80	85
84	85
89	85
94	85
99	85
104	85

」に改め、

同表へ 医療職給料表（3）降格時号給対応表の表中

「

9	23
10	25
11	26
12	27
13	28
14	29
15	31
16	32
17	33
18	34
19	35
20	36
21	37
22	38
23	39
24	40
25	41
26	42
27	43
28	44
29	45
30	46
31	47
32	48
33	49
34	50

35	51
36	52
37	53
38	54
39	55
40	56
41	57
42	58
43	59
44	60
45	61
46	62
47	63
48	64
49	65
50	66
51	67
52	68
53	69
54	70
55	71
56	72
57	73
58	74
59	75
60	76
61	77
62	78
63	79
64	80
65	82
66	84
67	86
68	88
69	89
70	90
71	91
72	92
73	94

74	96
75	98
76	100
77	102
78	104
79	106
80	108
81	112
82	116
83	120
84	124
85	127
86	130
87	133
88	136
89	140
90	144
91	148
92	152
93	156
94	160
95	164

」を

「

9	24
10	25
11	26
12	28
13	29
14	30
15	31
16	32
17	33
18	34
19	35
20	36
21	37
22	38
23	39

24	40
25	41
26	42
27	43
28	44
29	45
30	46
31	47
32	48
33	49
34	50
35	51
36	52
37	53
38	54
39	55
40	56
41	58
42	60
43	62
44	64
45	65
46	66
47	67
48	68
49	69
50	70
51	71
52	72
53	73
54	74
55	75
56	76
57	77
58	78
59	79
60	80
61	81
62	82

63	83
64	84
65	86
66	88
67	90
68	92
69	93
70	94
71	95
72	96
73	97
74	98
75	99
76	100
77	102
78	104
79	106
80	108
81	113
82	118
83	123
84	128
85	131
86	134
87	137
88	140
89	144
90	148
91	152
92	156
93	159
94	162
95	165

」に改める。

（会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部改正）

第4条 会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則（令和2年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条の3」を「第4条の2」に改める。

第5条中「第4条の3第2項」を「第4条の2第2項」に改める。

第6条中「第4条の3第3項」を「第4条の2第3項」に改める。

第7条中「第4条の3第4項」を「第4条の2第4項」に改める。

附則第2項中「第4条の3第2項」を「第4条の2第2項」に改める。

附則第4項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第28号)」を「一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年条例第22号)」に、「一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」に改める。

附則第5項の前の見出し並びに同項及び附則第6項を削る。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定及び第4条中会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則附則第6項を削る改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の規定は令和5年12月1日から適用し、第3条の規定による改正後の一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(以下「新初任給等規則」という。)の規定及び第4条の規定(附則第5項の前の見出し並びに同項及び附則第6項を削る改正規定を除く。)による改正後の会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則(以下「新会計年度任用職員給与等規則」という。)の規定は令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和5年4月1日から新初任給等規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新初任給等規則の規定による号給が第3条の規定による改正前の一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、新初任給等規則の規定にかかわらず、第3条の規定による改正前の一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に任命権者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与等の内払)

- 5 新会計年度任用職員給与等規則の規定を適用する場合には、第4条の規定による改正前の会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の規定に基づいて支給された給与等は、新会計年度任用職員給与等規則の規定による給与等の内払とみなす。

#### 規則第39号

大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則  
 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成8年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

**告示第119号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和5年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和5年11月28日			1							

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
なし			

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項



- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証、運転免許証、保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
  - ア 移動費 2,000円
  - イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

#### 7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

#### 告示第120号

令和5年12月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和5年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和5年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)
- 2 令和5年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 3 令和5年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)
- 4 令和5年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 5 令和5年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 6 令和5年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算(第2号)
- 7 令和5年度大和高田市水道事業会計補正予算(第2号)
- 8 令和5年度大和高田市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 9 令和5年度大和高田市病院事業会計補正予算(第2号)

令和5年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)

令和5年度大和高田市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ467,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,302,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
13. 分担金及び負担金		166,165	100	166,265
	2. 負担金	161,085	100	161,185
15. 国庫支出金		7,146,145	139,619	7,285,764
	1. 国庫負担金	4,472,993	67,950	4,540,943
	2. 国庫補助金	2,652,201	65,025	2,717,226
	3. 国庫委託金	20,951	6,644	27,595
16. 県支出金		1,903,721	56,975	1,960,696
	1. 県負担金	1,452,506	33,975	1,486,481
	2. 県補助金	337,374	23,000	360,374
19. 繰入金		1,044,208	194,767	1,238,975
	1. 基金繰入金	1,035,786	194,767	1,230,553
21. 諸収入		248,889	16,739	265,628
	4. 雑入	234,299	16,739	251,038
22. 市債		2,517,100	59,300	2,576,400
	1. 市債	2,517,100	59,300	2,576,400
補正されなかった科目に係る額		17,808,572	0	17,808,572
歳入合計		30,834,800	467,500	31,302,300

  

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		229,004	△889	228,115
	1. 議会費	229,004	△889	228,115
2. 総務費		2,891,611	△1,778	2,889,833
	1. 総務管理費	2,332,528	△4,715	2,327,813
	2. 徴税費	304,645	△5,899	298,746
	3. 戸籍住民基本台帳費	116,414	9,087	125,501
	4. 選挙費	98,516	304	98,820
	5. 統計調査費	14,313	7	14,320
	6. 監査委員費	25,195	△562	24,633
3. 民生費		13,499,528	268,178	13,767,706
	1. 社会福祉費	6,670,374	195,638	6,866,012
	2. 児童福祉費	4,125,396	64,757	4,190,153
	3. 生活保護費	2,703,454	7,783	2,711,237
4. 衛生費		6,497,643	197,031	6,694,674
	1. 保健衛生費	2,551,609	102,711	2,654,320
	2. 清掃費	3,946,034	94,320	4,040,354

6. 農林水産業費		139,058	△898	138,160
	1. 農業費	139,058	△898	138,160
7. 商工費		86,035	1,565	87,600
	1. 商工費	86,035	1,565	87,600
8. 土木費		1,909,502	10,521	1,920,023
	1. 土木管理費	146,835	1,112	147,947
	2. 道路橋りょう費	210,177	△196	209,981
	4. 都市計画費	1,107,168	3,918	1,111,086
	5. 住宅費	171,592	5,687	177,279
10. 教育費		2,456,578	△6,230	2,450,348
	1. 教育総務費	476,972	△3,041	473,931
	3. 中学校費	185,555	△740	184,815
	4. 高等学校費	412,436	△4,646	407,790
	5. 幼稚園費	314,741	6,137	320,878
	6. 社会教育費	258,512	△4,840	253,672
	7. 保健体育費	524,530	900	525,430
補正されなかった科目に係る額		3,125,841	0	3,125,841
歳 出 合 計		30,834,800	467,500	31,302,300

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
4 衛生費	2 清掃費	ごみ中継施設建設事業	2,816,946	令和2年度	0	3,030,797	令和2年度	0
				令和3年度	233,894		令和3年度	233,894
				令和4年度	167,760		令和4年度	167,760
				令和5年度	1,242,816		令和5年度	1,330,489
				令和6年度	1,172,476		令和6年度	1,298,654

第3表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
議会中継映像配信業務	令和9年3月まで	8,831千円
広報誌発行業務	令和7年3月まで	19,924千円
広報誌等発送業務	令和7年3月まで	2,376千円
姉妹都市交流60周年記念事業	令和6年4月まで	6,550千円
文化会館の自主事業に係る経費	令和6年6月まで	4,220千円
第3期大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務	令和7年3月まで	2,970千円
市営斎場1系誘引排風機修繕	令和7年3月まで	6,600千円
市営斎場火葬業務等	令和7年3月まで	11,905千円
市営斎場受付業務	令和7年3月まで	1日当たり13,200円に業務に要した日数を乗じて得た額

事 項	期 間	限 度 額
粗大ごみ処理施設排出コンベヤ修理業務	令和7年3月まで	17,252千円
総合公園指定管理料	令和9年3月まで	87,780千円
公用車借上料(教育委員会)	令和11年6月まで	55,316千円
学校給食材料購入に係る経費	令和7年3月まで	7,553千円 と消費税等に 相当する額
	令和6年7月まで	20,690千円 と消費税等に 相当する額
	令和6年4月まで	8,446千円 と消費税等に 相当する額
給食配送業務	令和7年3月まで	1日当たり13,200円に業務 に要した日数を乗じて得た 額
給食廃棄物処理業務	令和7年3月まで	5,058千円

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般廃棄物処理事業 （ごみ処理施設）	千円  1,659,800	（借入方法）  普通貸借又は証券発行の方法による。	%  3.0 以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円  1,719,100	（借入方法）  普通貸借又は証券発行の方法による。	%  3.0 以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和5年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,349千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,730,551千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		782,228	△6,349	775,879
	2. 基金繰入金	159,528	△6,349	153,179
補正されなかった科目に係る額		6,954,672	0	6,954,672
歳入合計		7,736,900	△6,349	7,730,551

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		133,584	△6,349	127,235
	1. 総務管理費	109,220	△6,349	102,871
補正されなかった科目に係る額		7,603,316	0	7,603,316
歳出合計		7,736,900	△6,349	7,730,551

令和5年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）

令和5年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,691千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,816千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		10,271	△2,691	7,580
	1. 基金繰入金	5,278	1,825	7,103
	3. 一般会計繰入金	4,743	△4,516	227
補正されなかった科目に係る額		112,236	0	112,236
歳入合計		122,507	△2,691	119,816

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		59,541	△2,691	56,850
	1. 施設管理費	59,302	△2,691	56,611
補正されなかった科目に係る額		62,966	0	62,966
歳出合計		122,507	△2,691	119,816

令和5年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,285千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,506,826千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		1,351,152	1,285	1,352,437
	1. 一般会計繰入金	1,175,442	1,285	1,176,727
補正されなかった科目に係る額		6,154,389	0	6,154,389
歳入合計		7,505,541	1,285	7,506,826

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		144,365	5,409	149,774
	1. 総務管理費	103,460	5,409	108,869
3. 地域支援事業費		391,310	△4,124	387,186
	2. 包括的支援事業・任意事業費	150,335	△4,124	146,211
補正されなかった科目に係る額		6,969,866	0	6,969,866
歳出合計		7,505,541	1,285	7,506,826

令和5年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,027千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,199,468千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		337,029	△2,027	335,002
	1. 一般会計繰入金	337,029	△2,027	335,002
補正されなかった科目に係る額		864,466	0	864,466
歳入合計		1,201,495	△2,027	1,199,468

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		40,572	△2,027	38,545



	1. 総務管理費	37,012	△2,027	34,985
補正されなかった科目に係る額		1,160,923	0	1,160,923
歳 出 合 計		1,201,495	△2,027	1,199,468

令和5年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第2号）

令和5年度大和高田市の休日診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,943千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,406千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		31,502	3,440	34,942
	1. 外来収入	31,502	3,440	34,942
5. 繰入金		26,994	4,503	31,497
	1. 一般会計繰入金	26,868	225	27,093
	2. 基金繰入金	126	4,278	4,404
補正されなかった科目に係る額		49,967	0	49,967
歳 入 合 計		108,463	7,943	116,406

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		76,170	605	76,775
	1. 施設管理費	76,170	605	76,775
2. 医業費		6,068	7,338	13,406
	1. 医業費	6,068	7,338	13,406
補正されなかった科目に係る額		26,225	0	26,225
歳 出 合 計		108,463	7,943	116,406

議第58号

令和5年度大和高田市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度大和高田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度大和高田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	1,737,360 千円	△11,536 千円	1,725,824 千円
第1項 営業費用	1,678,460 千円	△11,536 千円	1,666,924 千円

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「310,548千円」を「305,203千円」に、「当年度分損益勘定留保資金197,558千円」を「当年度分損益勘定留保資金192,213千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	503,922 千円	△5,345 千円	498,577 千円
第1項 建設改良費	388,191 千円	△5,345 千円	382,846 千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	143,309 千円	△16,881 千円	126,428 千円

議第59号

令和5年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度大和高田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度大和高田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業費用	1,363,693千円	△4,175千円	1,359,518千円
第1項 営業費用	1,202,124千円	△4,175千円	1,197,949千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「441,292千円」を「446,957千円」に、消費税及び地方消費税資本的収支調整額「47,872千円」を「47,877千円」に、当年度利益剰余金処分数額「44,824千円」を「50,484千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	1,987,345千円	5,665千円	1,993,010千円
第1項 建設改良費	1,014,474千円	5,665千円	1,020,139千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	64,141千円	1,490千円	65,631千円

（利益剰余金の予定処分の補正）

第5条 予算第11条中、「44,824千円」を「50,484千円」に改める。

議第60号

令和5年度大和高田市病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和5年度大和高田市病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度大和高田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年間入院患者数及び外来患者数			
外来患者数	192,942人	7,533人	200,475人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数			
外来患者数	794人	31人	825人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	8,969,940千円	125,725千円	9,095,665千円
第1項 医業収益	8,464,521千円	125,725千円	8,590,246千円
支 出			
第1款 病院事業費用	8,849,236千円	246,038千円	9,095,274千円
第1項 医業費用	8,595,095千円	242,029千円	8,837,124千円
第2項 医業外費用	215,015千円	4,009千円	219,024千円

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
薬品購入に係る経費(単価)	令和5年度から 令和6年度まで	1,055,120千円 に消費税及び地方消費税を加算 した額の範囲内
給食材料購入に係る経費(単価)	令和5年度から 令和6年度まで	28,118千円 に消費税及び地方消費税を加算 した額の範囲内
手術用リネン借上料	令和5年度から 令和6年度まで	6,015千円 に消費税及び地方消費税を加算 した額の範囲内
循環器内科用装置借上料	令和5年度から 令和8年度まで	2,160千円 に消費税及び地方消費税を加算 した額の範囲内

洗濯業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	8,700千円 に消費税及び地方消費税を加算 した額の範囲内
放射線システムハードウェア保守業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	2,014千円 に消費税及び地方消費税を加算 した額の範囲内
医療機器購入費	令和5年度から 令和6年度まで	270,000千円 に消費税及び地方消費税を加算 した額の範囲内
器具備品購入費	令和5年度から 令和6年度まで	1,076千円 に消費税及び地方消費税を加算 した額の範囲内

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
1. 職 員 給 与 費	5,084,277千円	△99,714千円	4,984,563千円

第6条 予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額「990,517千円」を「1,212,277千円」に改める。

**告示第121号**

令和5年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

令和5年12月15日

大和高田市長 堀内 大造

- この通知書の発送年月日  
令和5年7月6日（番号1～3）
- 送達を受けるべき者  
省略（市役所前掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

**告示第122号**

令和5年度介護保険料納入通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

令和5年12月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. この納入通知書の発送年月日

令和5年7月6日（番号1～18）

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 令和5年7月31日      令和5年8月31日      令和5年10月2日

変更後 令和6年1月31日      令和6年1月31日      令和6年1月31日

変更前 令和5年10月31日      令和5年11月30日

変更後 令和6年 1月31日      令和6年 1月31日

3. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

**告示第123号**

令和5年度介護保険料第1期～第4期督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付担当で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

令和5年12月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. この通知の発送年月日

令和5年度 介護保険料第1期      令和5年 8月18日

令和5年度 介護保険料第2期      令和5年 9月15日

令和5年度 介護保険料第3期      令和5年10月18日

令和5年度 介護保険料第4期      令和5年11月16日

2. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

**告示第124号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第6条の規定により告示します。

令和5年12月15日

大和高田市長 堀内 大造

## 1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

## 2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

## 3. 処分年月日

令和6年3月1日

## 4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和5年9月1日から令和5年9月30日までの間

**告示第125号**

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和5年12月18日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

## (1) 施設の名称

大和高田市総合公園施設

## (2) 施設の所在地

大和高田市大字出325番地

大和高田市大字西坊城414番地

## 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

## (1) 団体の名称

株式会社RealStyle

代表取締役 鍵谷 健

## (2) 団体の所在地

奈良県大和高田市磯野東町1番10号

## 3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市総合公園施設条例(平成17年条例第27号)第14条に規定する業務

## 4 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

**告示第126号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

1. 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2. 都市計画を定める土地の区域

大和都市計画（大和高田市）市街化区域内

3. 縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

---

**告示第127号**

令和6年1月9日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。

令和5年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

記

議第 1号 契約の変更について

---

**告示第128号**

大和高田市障害者（児）相談支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市障害者（児）相談支援事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市障害者（児）相談支援事業実施要綱（平成18年告示第122号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「障害者等」というを「それぞれこれらの者に該当するおそれがある者を含む。以下「障害者等」と総称する」に改める。

第2条中「障害者等」の次に「、障害児の保護者及びこれらの者の支援者」を加える。

第3条第1号中「助言及び」を「助言等障害福祉サービスの」に改め、同条に次の2号を加える。

（6） 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

（7） 地域の障害者相談支援体制の強化

第4条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第32条第1項の奈良県知事が指定する相談支援事業を行う」を「本市に所在する事業所について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者の指定又は同法第51条の17第1項第1号の指定を受けた」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「について」の次に「報告を求め、又は」を加え、同条を第7条とし、第9条を第8条と



する。

別記様式を削る。

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。

公 告

**公告第126号**

市営住宅の入居者を公募するので、大和高田市営住宅条例（平成9年条例第34号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 市営住宅の名称等

名称(団地名)	所在地	規格	戸数	家賃 (円)					
礒野	礒野北町14番1-106号	3K	1	① 9,700	② 11,200	③ 12,900	④ 14,500	⑤ 16,600	⑥ 19,100
礒野	礒野北町14番3-401号	3DK	1	① 11,000	② 12,700	③ 14,600	④ 16,500	⑤ 18,800	⑥ 21,700
礒野	礒野北町14番4-304号	3DK	1	① 12,300	② 14,300	③ 16,300	④ 18,400	⑤ 21,000	⑥ 24,300
西坊城	大字西坊城322番地2(405号室)	3DK	1	① 21,700	② 25,000	③ 28,600	④ 32,200	⑤ 36,900	⑥ 42,500
西坊城	大字西坊城322番地2(409号室)	3DK	1	① 21,700	② 25,000	③ 28,600	④ 32,200	⑤ 36,900	⑥ 42,500
サンライズ	材木町6番27-210号	3LDK	1	① 25,600	② 29,500	③ 33,800	④ 38,100	⑤ 43,600	⑥ 50,300
サンライズ	材木町6番27-212号	3LDK	1	① 25,600	② 29,500	③ 33,800	④ 38,100	⑤ 43,600	⑥ 50,300

備考

- 1 礒野団地及び西坊城団地の全てにおいて、単身者（資格2（2）のア～コのいずれかに該当する者）での入居が可能です。
- 2 西坊城団地、サンライズ団地においては、上記の表に掲げる家賃とは別に、駐車場使用料（月額2,000円）が必要です。
- 3 家賃は、次のとおりとします。
  - ア 一般世帯の場合は、所得に応じ、上記の表の①～④の4段階のうちいずれか
  - イ 高齢者世帯又は障害者世帯（裁量世帯）の場合は、所得に応じ、上記の表の①～⑥の6段階のうちいずれか

2 入居者資格

市営住宅の入居を申し込むには、申込時に次の（1）から（6）までの条件を具備していること。

- （1） 公募の日（令和6年1月26日）において、3か月以上大和高田市内に居住し、又は勤務

している者であること。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は指定入居日から3か月以内に入籍予定の婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次のいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であると認められる者を除く。)にあつては、この限りでない。

ア 申込日時点の満年齢が60歳以上の者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から4級まで)

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から3級まで)

エ 療育手帳の交付を受けている者(障害の程度がウと同程度)

オ 戦傷病者手帳の交付を受けている者(障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。)

カ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

キ 生活保護を受けている者

ク 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内の者)

ケ ハンセン病療養所入所者等

コ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

(ア) 法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第23条の規定による収入(月額)が15万8千円以下であること。ただし、次のいずれかに該当する場合については21万4千円以下まで認められます。

ア 申込者又は同居予定者に次のいずれかに該当する者がある場合

(ア) 次のいずれかに該当する者

㊦ 身体障害者手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から4級まで)

㊧ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から3級まで)

㊨ 療育手帳の交付を受けている者(障害の程度が㊦と同程度)

(イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者(障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。)

(ウ) 次のいずれかに該当する者

㊩ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

㊪ 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内の者)

㊫ ハンセン病療養所入所者等

イ 申込者が満60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満の者である場合

ウ 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (5) 市税等を滞納していない者であること。
- (6) 入居予定者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

### 3 募集案内・申込書の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和6年1月26日（金）から2月9日（金）まで（土、日及び祝祭日を除く。）
- (2) 配布場所 大和高田市役所 2階 環境建設部住宅課

### 4 申込書受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和6年1月26日（金）から2月9日（金）まで（土、日及び祝祭日を除く。）
- (2) 受付場所 大和高田市役所 2階 環境建設部住宅課

### 5 申込方法及び受付について

- (1) 市営住宅入居申込書に必要事項を記入し、市税等納付状況等調査及び暴力団員調査同意書を添付の上、持参してください。（郵送による申込みはできません。）
- (2) 申込みは、1世帯につき1住宅に限ります。
- (3) 申込書及びその他の提出書類は、一切返却しません。
- (4) 税情報は同意の上、他公共料金等は同意により調査を実施し、市税等に滞納が無い場合等に受付番号（公開抽選番号）を付した通知書を送付します。

### 6 選考方法の概略

公募している市営住宅の1戸に対して複数の申込者がある場合は、当選者及び補欠当選者2名を決定するため、次に掲げる日時及び場所で公開抽選を行います。（公募している市営住宅の1戸に対して申込者が1名の場合は、当該申込者が当選者となります。）

- (1) 公開抽選の日時 令和5年2月16日（金） 午後2時から
- (2) 公開抽選の場所 大和高田市役所 5階 会議室8

### 7 入居資格審査と入居予定者の決定

- (1) 入居資格審査を行うため、住宅課から当選者に対して、入居手続通知書により必要な書類の提出について案内します。
- (2) 当選者の入居資格審査は、住宅課で行いますので、指定された日に（1）で案内した書類を持参してください。
- (3) （2）で提出された書類を確認するため、実態調査を行います。
- (4) （3）の実態調査の結果、市営住宅入居申込書及び（2）で提出された書類の記載事項が事実と相違していた当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (5) 必要な書類が提出されず入居資格審査を行えない当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (6) 当選者が入居資格審査に合格して初めて、入居予定者となります。なお、入居資格を満たしていない場合は、不承認通知書を送付します。
- (7) （4）又は（5）において繰り上がる補欠当選者がいない場合は、再度、入居者募集を行います。

## 8 入居手続

- (1) 入居予定者に対して市営住宅入居承認書を郵送します。ただし、入居予定者が婚姻の予約者の場合は、原則として入籍の確認後に入居手続を行います。
- (2) 入居手続日（鍵渡しの日）には、次に掲げる書類等が必要です。
  - ア 入居予定者の実印及び印鑑登録証明書
  - イ 連帯保証人の住民票抄本、印鑑登録証明書及び市町村税務関係課発行の直近の所得証明書（所得証明書については、現に入居予定者と同居している連帯保証人は提出不要です。）
  - ウ その他市長が必要とする書類
- (3) 入居手続の日時及び場所については、(1)の市営住宅入居承認書で通知します。
- (4) 入居を辞退する場合は、入居予定者が書面により辞退届を提出してください。

9 入居可能日、家賃の支払方法その他必要な事項については、入居手続時に説明します。

## 公告第127号

## 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この業務は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年12月5日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 大高契第44号
- (2) 業務名 吉井地内分筆登記業務委託
- (3) 履行場所 大和高田市 大字吉井他 地内
- (4) 履行期間 契約締結日から令和6年3月22日（金）まで
- (5) 業務内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 3,330,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 3,330,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 2,330,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土地家屋調査士」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている

者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

### 3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年12月5日（火） ～ 令和5年12月22日（金）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年12月5日（火） ～ 令和5年12月22日（金）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年12月18日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年12月20日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書の提出	令和5年12月12日（火） ～ 令和5年12月21日（木）	
開札の日時	令和5年12月22日（金） 午前10時	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

### 4 入札書における金額の記載方法

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

### 5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札

- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札  
(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。  
ア 事後審査により不適格となった入札

## 6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。
- なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
- ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
  - ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
  - ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの
- イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6(5)のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。

- (4) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

## 10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

---

## 公告第128号

### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告

します。

令和5年12月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	陵西遺跡発掘調査出土品整理業務
2 納入場所	生涯学習課
3 契約期間	契約締結日から令和6年3月22日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（検査・分析・調査業務）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 元請けで官公庁等発注の同業務（出土品整理業務）の履行実績を有する者であること。</p> <p>(3) 次の全てを満たす者を業務主任技術者として配置できる者であること。</p> <p>（ア）出土品整理業務に5年間以上従事した実績（ただし、奈良県内の出土品の整理業務を1件以上含むものに限る。）を有する者</p> <p>（イ）直接雇用されており、契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>



<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（2）の要件を満たすことを証するもの（該当業務等に係る契約書等の写し）</p> <p>④ 5（3）の（ア）に係る配置予定者の経歴書（任意様式）及び（イ）に係る所属会社と3か月以上の雇用関係を証する書類（健康保険証の写し等）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年12月5日（火）から令和5年12月15日（金）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和5年12月19日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年12月21日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>

	<p>(1) 期限 令和5年12月26日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年12月27日（水）午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

**公告第129号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年12月13日

大和高田市長 堀内 大造

**公告第130号**

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定により、令和5年度大和高田市任期付職員採用試験の実施を次のとおり公告します。

令和5年12月18日

大和高田市長 堀内 大造

令和6年8月1日採用予定の一般任期付職員の選考試験を次のとおり行います。

※ただし、両者合意の上、令和6年4月1日から令和6年8月1日の間で採用される場合があります。

**申込方法・受付期間**

方法：郵送（簡易書留）のみ ※インターネット及び持参による受付はありません。

期間：令和6年1月9日（火）～令和6年1月26日（金）【**必着**】

**1 職種・採用予定人数・受験資格**

職種	採用予定人数	受験資格	主な職務内容
滞納徴収員	1人	公官庁で滞納処分に関する事務に10年以上従事した経験を有する人	市税等の徴収に関する事務及び滞納処分（差押・公売・交付要求等）に関する事務
課税調査員	1人	法人税又は所得税の課税調査業務に20年以上従事した経験を有する人	償却資産、法人市民税の賦課及び課税調査に関する事務

※選考試験の結果、適任者がいない場合は採用を見合わせる場合があります。

※任用期間中は、地方公務員法が適用されますので、現在の業務を停止し、公務に専念することになります。

○次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 大和高田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者
- (5) その他、地方公務員法に定める欠格条項に該当する者

**2 任用期間、勤務時間**

任用期間は3年とします。

（ただし、勤務成績を考慮して、最大2年の範囲で任期を更新する場合があります。）

※基本的な勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、週休日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

**3 試験内容、試験日、試験会場等**

区分	試験内容	試験日・試験会場	合格発表
第1次試験	書類選考		2月上旬（予定）
第2次試験	個別面接	【日時】2月下旬（予定） （日時等の詳細は、第一次試験合格者に通知します。） 【試験会場】大和高田市役所	3月上旬（予定）

（注）合格発表については、可否にかかわらず受験者全員に郵送で通知します。

**4 受験手続**

次の書類を送付して申込してください。

試験案内、申込書の入手	大和高田市役所のホームページからのダウンロードのみの対応となります。
提出書類	①試験申込書 ②職務経歴書 ③受験票 ④受験票返信用封筒 （84円切手を貼り、宛先を明記した長3号、折り曲げ可）
受付期間	令和6年1月9日（火）～令和6年1月26日（金）（必着）
送付先	封筒の表側に「試験申込書在中」と朱書きし、 〒635-8511 大和高田市大字大中9番地4 大和高田市役所 人事課 宛てに簡易書留で郵送してください

（注）提出書類は、可否にかかわらず返却いたしません。

※第2次試験合格後の提出書類

職種	提出書類	提出時期
滞納徴収員	・職歴証明書	第2次試験合格後
課税調査員	・職歴証明書	

**5 試験結果の開示**

試験の結果（順位・得点）について、選考試験合格発表の日から起算して2週間まで、口頭により開示を請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明する書類（運転免許証等）及び受験票を持参の上、平日の午前9時から午後5時までの間に人事課へお越しください。電話等による請求はできません。（請求者は不合格者に限る。）

**6 合格から採用まで**

- （1） 最終合格者は、合格発表日に作成する採用候補者名簿に登載し、令和6年8月1日に採用の予定です。（※ただし、両者合意の上、令和6年4月1日から令和6年8月1日の間で採用される場合があります。）
- （2） 採用候補者名簿の有効期間は、登載日から1年間です。
- （3） 受験資格に必要な職歴や資格・免許等の証明ができなかった場合は、採用候補者名簿から抹消します。
- （4） 受験資格がないこと及び試験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

**7 給与**

給料月額は、一般職の給与等に関する条例に基づき支給し、経験年数により加算されます。

参考（令和5年4月1日現在の給料月額を基準とし、条例等の改正があれば変更となる場合があります。）

経験年数10年：給料月額284,800円

経験年数30年：給料月額380,400円

他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。また、同目的により職責に応じて給料月額の減額を行う場合があります。

**8 その他**

申込書の記載事項及び提出書類に不備がある場合は、お返しすることがありますが、このために生じた申込みの遅延等には責任を負いません。受験手続には、十分注意してください。

当該試験のために提出された書類は返却しません。取得した個人情報については、今回の職員採用試験の実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令に基づき、適正に管理します。

**9 問い合わせ先**

試験内容、受験手続、給与その他試験全般 に関して	人事課 0745-22-1101代表 内線5173
滞納徴収員の受験資格及び主な職務内容 に関して	収納対策室 0745-22-1101代表 内線2260
課税調査員の受験資格及び主な職務内容 に関して	税務課 0745-22-1101代表 内線2240

**公告第131号**

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定により、令和5年度大和高田市職員採用試験の実施を次のとおり公告します。

令和5年12月21日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員採用試験は市民の方から納めていただいた貴重な税金を使って実施されます。申込みにより試験の準備を行いますので、必ず受験するようにしてください。

【受付期間】 令和5年12月21日（木）から令和6年1月5日（金）まで

※送付書類は簡易書留郵便で郵送してください。持参による受付は行いません。

※WEB申込の最終日の締切は午後5時です。

**1. 試験概要**

＜募集内容及び受験資格＞

職 種		募集人数 (程度)	受 験 資 格
番号	名 称		

①	一般事務職	7人	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人又は令和6年3月卒業見込みの人
②	情報処理職	2人	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校以上の学校を卒業し、かつ、独立行政法人情報処理推進機構が実施する「応用情報技術者試験」を合格した人
③	土木職	6人	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、次の（1）又は（2）の要件を満たす人 （1）学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人又は令和6年3月卒業見込みの人で、2級以上の土木施工管理技士の資格を有する人 （2）学校教育法による大学、短期大学若しくは高等学校のいずれかの土木専門課程を卒業した人又はいずれかの土木専門課程を令和6年3月卒業見込みの人
④	電気職	1人	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、次の（1）又は（2）の要件を満たす人 （1）学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人又は令和6年3月卒業見込みの人で、第3種以上の電気主任技術者の資格又は2級以上の電気工事施工管理技士の資格を有する人 （2）学校教育法による大学、短期大学若しくは高等学校のいずれかの電気専門課程を卒業した人又はいずれかの電気専門課程を令和6年3月卒業見込みの人
⑤	保育士・幼稚園教諭	5人	昭和48年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教諭免許及び保育士資格を有し、保育士登録済みの人又は令和6年3月末日までにその両方を取得し、保育士登録見込みの人
⑥	保健師	1人	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人又は令和6年3月末日までに取得見込みの人
⑦	特別支援教育指導員	1人	昭和43年4月2日以降に生まれた人で、教諭普通免許状（小学校、中学校、特別支援学校のいずれか）を有し、かつ、令和5年12月末時点において、特別支援教育の職務経験が5年以上ある人
⑧	一般事務職 （障がい者対象）	2人	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和6年3月卒業見込みの人で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人

（受験資格等に関する注意事項）

- ※1 「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人又は卒業する見込みの人で、高度専門士の称号を取得した人又は令和6年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。
- ※2 「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人又は卒業する見込みの人で、専門士の称号を取得した人又は令和6年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。
- ※3 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。
- ※4 保育士・幼稚園教諭は、採用後、市立の保育所、認定こども園等に配属する予定です。

※5 「職務経験年数」とは、民間企業等又は公務員等として、同一事業所に1週あたり30時間以上継続勤務していた期間のことをいいます。

- ① 勤務時間は、就業規則・雇用契約等に規定されている時間で、残業等の時間は含めません。
- ② 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、育児休業、休職等で休んでいた期間は通算できません。

※6 採用後、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職には任用されません。

◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 大和高田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) その他、地方公務員法に定める欠格条項に該当する者
- (5) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている者

#### 【障がいへの配慮について】

受験や採用後の職務遂行にあたり配慮を希望する人は、配慮希望申出書を提出してください。受験時に配慮を希望する人は、1月5日（金）午後5時までに必ず人事課に電話でご連絡いただき、配慮希望申出書を提出してください。期日までにお電話がない場合は受験時の対応はできません。使用する器具等は各自で持参してください。

なお、内容によっては試験の実施や公務への支障等により、配慮できない場合もあります。

## 2. 受験手続・申込

WEB申込及び申込書等の送付をもって受付したものとみなします。WEB申込又は申込書等の提出が期日までに完了していない場合は、受験できませんのでご注意ください。

### (1) WEB申込

「奈良県電子自治体共同運営システム」 e 古都ならを利用してインターネットより申込みをしてください。

#### <受付期間>

令和5年12月21日（木）から令和6年1月5日（金）午後5時までの受信分

#### <WEB申込方法>

<http://www.egov-nara.jp/e-kotonara/>から接続するか、大和高田市ホームページの「令和5年度大和高田市職員採用試験案内（後期）」のページにあるリンクから「e 古都なら」に接続し、利用規約等をご理解の上、画面の指示に従い、申込みをしてください。利用者登録の有無は問いません。

申込完了後しばらくすると「申込完了通知メール」が届きます。届かない場合は大和高田市職員採用試験委員会までご連絡ください。「申込完了通知メール」には、整理番号とパスワードが記載されていますので、大切に保管してください。

\*システムの動作環境については、システムページの「ご利用方法」を参照してください。

\*apply.e-tumo.jpのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。

\*受付期間中のシステムの保守・点検等をする必要がある場合や、障害により本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、これ

により生じた申込みの遅延等による申込期間の延長は認めません。余裕をもって申込みをしてください。

(2) 申込書等送付方法

職員採用試験申込に関する書類については、大和高田市ホームページからのダウンロードのみの対応となります。市役所内での配布は行いません。

以下の書類を、簡易書留郵便で郵送してください（封筒に「試験申込書在中」と朱書きのこと）。

職種番号・職種	提出書類
① 一般事務職	・大和高田市職員採用試験申込書
② 情報処理職	・学歴及び職歴 <追加用> ※追加する場合のみ
③ 土木職	・受験票
④ 電気職	・返信用定型封筒2通（長形3号：23.5cm×12cm）
⑤ 保育士・幼稚園教諭	→2通ともに84円切手を貼付し、自宅の郵便番号、住所、氏名、氏名の後に様を記入してください。
⑥ 保健師	・職務経歴書（⑦特別支援教育指導員のみ）
⑦ 特別支援教育指導員	・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し（⑧一般事務（障がい者対象）の方）
⑧ 一般事務職（障がい者対象）	・配慮希望申出書（障がい者で配慮が必要な方）

<注意事項>

- ・提出書類は、受験者本人がボールペン等で記入してください（鉛筆、消せるボールペンは不可）。
- ・大和高田市職員採用試験申込書及び受験票には、申込前6ヶ月以内に撮影した同一の写真を貼ってください。
- ・申込受付期間末日（当日消印有効）後に郵送された場合には、受験申込の受付は行わず失格としますので、締切日には十分注意してください。
- ・提出書類に不備がある場合等、返送し修正を求めることがあります。なお、それによる期間の延長は認めませんので、提出書類に不備がないか確認の上ご提出ください。

（よくある例）

- ・申込書又は受験票に職種の番号・名称が記載されていない。
- ・受験資格に必要な資格の取得（見込み）が記載されていない。
- ・返信用封筒に不備がある。（2通同封されていない。切手が貼られていない。）

(3) 申込書送付期間・郵送先

令和5年12月21日（木）から令和6年1月5日（金）まで（消印有効）

【宛 先】〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市役所企画政策部人事課内  
「大和高田市職員採用試験委員会」

(4) 受験票の交付

- ・受験票は、申込受付期間終了後、提出された返信用封筒により送付します。
- ・受験票が1月16日（火）までに届かない場合、人事課まで必ずお問い合わせください。



- ・試験当日には、受験票を必ず持参してください。受験票は再発行いたしませんので、なくさないようにしてください。

### 3. 試験日時・科目・会場等

#### 第1次試験

日程	科目	会場
令和6年1月21日（日） 午前9時30分から	教養試験 【全職種】 専門試験 【③土木職、④電気職、⑤保育士・幼稚園教諭】	大和高田市立高田中学校

※第1次試験の専門試験を受験する人につきましては、各自昼食のご用意をお願いします。

※合否にかかわらず、本人に結果通知します。本市ホームページでも確認できます。

※試験内容や合否に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。

#### ※第1次試験会場

大和高田市立高田中学校

大和高田市大中東町5番48号

大和高田市立高田中学校へお問い合わせはしないでください。

#### 第2次試験（予定）

職場適応性検査 【全職種】

個人面接 【全職種】

実技試験 【⑤保育士・幼稚園教諭のみ】

#### <受験方法>

試験日時 令和6年2月14日（水）又は2月15日（木）

（予定のため、日程が多少前後することがあります）

科目・会場等についての詳細は、第1次試験合格者に通知します。

#### ※職場適応性検査（WEB受検）について

日程：1月30日（火）から2月5日（月）までの7日間に受検してください。期間内に検査を受検されない場合、失格とします。

#### <受検方法>

- ・受検案内メールを受信（1月30日（火）に第1次試験合格者に配信）

受検案内メールはWEB申込の際に登録されたアドレスに送信します。受検に必要なURLや受検方法が記載されたメールを受け取り、WEB適性検査のログインIDとパスワードを取得します。

※ibt-cloud.comのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。

※通信障害等による受検期間の延長は行いません。

※受検案内メールが届かない場合は、1月31日（水）午後1時まで人事課まで必ずお問い合わせください。

※第2次試験合格者には、指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

◆最終学校卒業（見込）証明書 【全職種】

◆受験資格が確認できる資格証明書若しくは免許証の写し又は取得見込証明書（写し不可）

【②情報処理職、③土木職、④電気職、⑤保育士・幼稚園教諭、⑥保健師、⑦特別支援教育指導員】

◆職務経験年数を証明する在職証明書

【⑦特別支援教育指導員】

4. 採用の時期

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

- ・採用予定者 令和6年4月1日付けで採用します。
- ・補欠登録者 合格者等に欠員が生じた場合に繰り上げ採用の対象となります。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

(3) 最終合格者のうち、卒業見込みの人が令和6年3月末日までに卒業できなかった場合又は免許、資格若しくはその両方を取得見込みの人が、所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者、補欠登録者）から抹消します。

(4) 保育士・幼稚園教諭は採用日までに、児童福祉法により都道府県知事への保育士登録が必要ですので、登録手続を行ってください。保育士登録を受けられない場合は採用されません。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持って、直接市役所人事課までお越しください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験	不合格者 (本人に限る)	総合得点	不合格通知の日から起算して2週間 大和高田市役所 人事課
第2次試験		総合順位	

※開示時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

6. 給与・勤務条件等

(1) 給与

- ・令和5年4月1日現在の行政職給料表における初任給月額は、大卒196,200円、短大卒179,100円、高校卒166,600円で、他に地域手当、扶養手当、住居手当通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。  
ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。
- ・初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。

(2) 勤務時間及び休暇

- ・勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分で、休日は土曜日、日曜日、祝日です。

ただし、職種や配属先により異なる場合があります。

- ・休暇には年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇、産前・産後休暇、忌引休暇等）、病気休暇、介護休暇等があります。

### （3）福利厚生

共済組合の組合員及び互助会の会員となり、医療給付や保健事業（健康診断、人間ドック助成、インフルエンザ予防接種助成等）、貯金事業、貸付事業、互助会給付（結婚祝金、出産祝金、入学祝金等）が受けられます。

### （4）教育制度

毎年研修及び派遣研修の年間計画を作成し、職員自らの目標に応じた学習目標を構築し、明確な目的と自主性をもって研修に参加できるようにしています。

- ・大和高田市主催研修：新規採用職員フォロー研修、契約実務研修、新任係長新任課長研修等
- ・奈良県市町村研修センター：新規採用職員研修、階層別研修、法制執務研修等
- ・他にも市町村職員中央研修所や全国市町村国際文化研修所などが主催する専門的な研修があります。

## 7. 注意事項

- ・受験資格がない場合、提出書類に不正があった場合又はWEB検査で受験生本人以外が受検していた場合には、直ちに受験資格を取り消します。また、採用後において発覚した場合には、免職となることがあります。
- ・受験のために提出された一切の書類は返却しません。取得した個人情報については、今回の職員採用試験の実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令に基づき、適正に管理します。
- ・使用されるパソコン等のデバイスや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。
- ・合格基準に満たない場合は、募集人数以下であっても不合格となります。
- ・棄権又は欠席したものが1つでもある場合は、それ以降の試験は受験できず、失格となります。
- ・職種にかかわらず、採用後は他の業務に従事する場合があります。
- ・受験中に住所や連絡先等が変更になった場合は、必ず大和高田市職員採用試験委員会にご連絡ください。
- ・自然災害等の社会情勢により試験の日程を変更する場合は、本市ホームページでお知らせします。

<試験についての問い合わせ先>

大和高田市役所 企画政策部人事課内  
「大和高田市職員採用試験委員会」  
電話 0745-22-1101

## 公告第132号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和5年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市議会インターネット映像配信業務委託
2 履行場所	大和高田市役所
3 契約期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
4 業務内容等	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿登録者のうち、次に掲げる品目のいずれかに登録している者であること。</p> <p>①「役務の提供(電算業務)」 ②「役務の提供(業務代行)」 ③「役務の提供(その他)」 ④「その他(その他)」</p> <p>(2) 平成30年4月1日以降において、元請けで官公庁等発注の同種業務(議会映像配信に限る。)の受託実績を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) ③ 5の(2)の要件を満たすことを証するもの(契約書等の写し)</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p>

	<p>(4) 受付期間 令和5年12月25日(月)から令和6年1月16日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始期間(令和5年12月29日(金)から令和6年1月3日(水)まで)を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式(任意様式可)とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和6年1月18日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和6年1月22日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和6年1月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高</p>

	田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和6年1月26日（金）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 4 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第133号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年12月26日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	クラウド版生活保護レセプト管理システム機器の購入
2 納入場所	大和高田市役所 福祉部保護課 （大和高田市大字大中98番地4）
3 納入期限	令和6年3月19日
4 仕様等	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器」のうち「OA機器、ソフト」に登録している者であること。 (2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者で

	<p>あること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年12月26日（火）から令和6年1月16日（火）まで。 ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始期間（令和5年12月29日（金）から令和6年1月3日（水）まで）を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和6年1月18日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先</p>

	<p>大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和6年1月22日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和6年1月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和6年1月26日(金)午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>



**公告第134号**

第3期大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務の委託業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和5年12月28日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要

(1) 業務名

第3期大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務

(2) 業務内容

第3期大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定に関すること。  
具体的な業務内容に関しては、仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 予算額

5,445,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「第3期大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務に関する公募型プロポーザル実施要領」の参加資格要件（1）～（8）を全て満たす者であること。

3 書類の提出期間

令和5年12月28日（木）から令和6年1月15日（月）午後1時必着

4 その他

募集要領等による。

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市 福祉部 子育て支援室 保育幼稚園課

電話 0745-22-1101

FAX 0745-23-0415

**公告第135号**

令和5年12月28日

大和高田市長 堀内 大造

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。  
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

公売参加申込開始日時	令和6年1月11日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和6年1月30日 午後11時00分
公売参加申込場所	KSI 官公庁オークションホームページ
公売開始日時	令和6年2月6日 午後1時00分

公売締切日時	令和6年2月8日 午後11時00分
公売場所	KSI 官公庁オークションホームページ
公売方法	期間せり売り
開札日時	令和6年2月9日 午前10時00分
開札場所	KSI 官公庁オークションホームページ
売却決定日時	令和6年2月16日 午前10時00分
売却決定場所	大和高田市収納対策室
買受代金納付期限	令和6年2月16日 午後2時30分
買受代金納付場所	大和高田市役所又は銀行口座
公売保証金額	無し
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙公売財産一覧のとおり
買受人の資格その他要件	本市ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり。
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。
<p>〈その他の事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>買受代金の支払いは銀行振込でお願いします。振込手数料は買受人負担となります。</li> <li>見積価額に達した入札者等が無い場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。</li> <li>一度提出した入札書は、引き替え、変更又は取り消しをすることができません。</li> <li>買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明された時、又は取り消すべき理由がある時は、公売を取り消します。</li> <li>買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。</li> <li>公売財産は買受代金納付時の現状有姿で引渡しとなります。なお、下見会の実施予定はありませんが、事前連絡あれば対応いたします。一部対応できない物品がありますのでご了承ください。</li> <li>引渡の時期及び場所は、原則として大和高田市が指定することとします。また、一部現地引渡のみの公売財産があります。</li> <li>引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても大和高田市は一切責任を負わず返品も受け付けません。また、不調や故障についての補償も一切行いません。</li> <li>引渡しに係る費用及び買受代金納付後に保管費用が発生する場合、それらの費用は落札者負担となります。</li> <li>買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。従って、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は買受人の負担となります。</li> <li>公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、名義変更にかかる費用等）は、買受人の負担となります。</li> <li>公売物件の所有者が適格請求書（インボイス）発行事業者の場合、希望される買受人の方にはインボイスを発行いたします。また、公売手続期間中において、滞納者から登録申請があった場合あるいは取消し・事業廃止届出書等が提出される場合などが想定され、インボイス発行に対応できないことも考えられます。その点は予めご了承ください。</li> </ol>	

公売財産一覧

売却区分番号	品名	数量	備考(商品名・品番・型番等)	単価(円)	見積価格(円)
1	テレビ TOSHIBA	1	42Z1 (42インチ)	12,600	12,600
2	テレビ TOSHIBA	1	REGZA 19S22 (19インチ)	7,500	7,500

3	テレビ TOSHIBA	1	REGZA 19B3 (19インチ)	4,100	4,100
4	テレビ Panasonic	1	VIERA TH-L19C3-K (19インチ)	4,800	4,800
5	テレビ SHARP	6	AQUOS LC-19K3 (19インチ)	3,500	21,000
6	テレビ SHARP	5	AQUOS LC-19K3 (19インチ)	3,500	17,500
7	テレビ SHARP	3	AQUOS LC-19K3 (19インチ) リモコン無し	1,500	4,500
8	テレビ SHARP	1	AQUOS LC-19K3 (19インチ) リモコン電池カバー 無し	3,200	3,200
9	テレビ SHARP	1	AQUOS LC-19K5 (19インチ)	4,500	4,500
10	ワインセラー TOSHIBA	1	GW-MW7	7,200	7,200
11	電動コーヒーマ ル	1	ﾌﾞﾚｯﾄﾞ ｾﾞﾙ R-44	23,400	23,400
12	和太鼓（小）	1	台座含む	20,700	20,700
13	和太鼓（大）	1	台座含む	22,500	22,500
14	焼肉プレート イワタニ	6	やきまる	3,400	20,400
15	焼肉プレート イワタニ	5	やきまる	3,400	17,000
16	プロジェクター EPSON	1	EB-W420	9,900	9,900
17	焼酎	1	だいやめ	900	900
18	エアコン TOSHIBA	11	RAS-H221P (W) 6畳用	21,600	237,600
19	エアコン TOSHIBA	4	RAS-H251P (W) 8畳用	23,400	93,600
20	エアコン TOSHIBA	3	RAS-H281P (W) 10畳用	25,200	75,600

教育委員会

**教育委員会告示第23号**

大和高田市教育委員会12月定例委員会を次のとおり招集する。

令和5年12月19日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和5年12月25日（月）午前9時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 後援願いについて

第2号 その他

**教育委員会告示第24号**

大和高田市教育委員会公印規程（平成11年教育委員会規程第1号）第6条の規定により次の公印を改刻しましたので、同規程第6条の2の規定により告示します。

令和5年12月20日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

公印の名称	大和高田市教育委員会教育長印
ひな型番号	4
寸法	方26mm
改刻する理由	摩耗及び破損のため
使用開始年月日	令和6年1月1日
印影	省略（市役所前掲示場掲示済）

**選挙管理委員会**

**選挙管理委員会告示第62号**

令和5年12月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年12月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

3分の1の数 18,200 人  
 6分の1の数 9,100 人  
 50分の1の数 1,092 人

**選挙管理委員会告示第63号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定により、令和4年12月1日から令和5年11月30日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況を、別紙のとおり公表する。

令和5年12月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

**選挙管理委員会告示第64号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年12月19日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和5年12月26日（火） 午前9時30分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室3

3 議案

第1号 選挙管理委員会委員長の選挙について

第2号 選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について

第3号 その他

**選挙管理委員会告示第65号**

令和5年12月26日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

令和5年12月26日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

氏名	生年月日	住所
きたもと まさほる 北本 政治	昭和29年9月29日	大和高田市大字吉井218番地

**選挙管理委員会告示第66号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を大和高田市選挙管理委員会委員長職務代理者に指定した。

令和5年12月26日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

氏名	生年月日	住所
おかもと ひとし 岡本 均	昭和22年8月30日	大和高田市南今里町5番4号

**農業委員会**

**農業委員会告示第12号**

大和高田市農業委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

令和5年12月22日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和6年1月10日（水曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について

第2号 農地法第5条の規定による申請について

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

第4号 その他

**公営企業**

**上下水道事業告示第20号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和5年12月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名

株式会社 N-Vision

2 代表者名

中村 信幸

3 所在地

広島県広島市中区鶴見町8番57号

**上下水道事業告示第21号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1

号の規定により告示する。

令和5年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

- |            |        |                |
|------------|--------|----------------|
| 1 事業者名     | 2 代表者名 | 3 所在地          |
| S T S 設備工業 | 吉村 仁志  | 奈良県天理市永原町73-20 |